

経済企業委員会

平成21年12月14日（月）

午前10時01分～午前11時52分

議会第3会議室

【出席委員】千綿委員長、中本副委員長、重松委員、久米委員、川崎委員、山本委員、西村委員、平原委員、福井章司委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・経済部 大島経済部長
- ・農林水産部 一ノ瀬農林水産部長
- ・農業委員会 北川農業委員会事務局長
ほか、関係職員

【案 件】

- ・付託議案について

○千綿委員長

おはようございます。これより経済企業委員会を開催いたします。

会議録作成支援システムを使用しますので、発言をされる方は挙手をし、私、委員長の指名を受けてから、マイクの青いボタンを押して発言していただきますようお願い申し上げます。

なお、委員会の会議録をホームページに公開することとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、委員会の審査日程についてお諮りいたします。

お手元に配付している審査日程案で進めたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議がないようですので、この審査日程どおり、当委員会に付託されました議案について審査していきたいと思っております。

経済部以外の職員の方は御退席いただいて結構でございます。

◎関係課以外の執行部退席

○千綿委員長

現地視察についてということで、ちょっと正副委員長と話したんですけど、議案質疑にもありました。佐賀市の地場産品交流会館とコミュニティープラザ656というのをあした9

時半ぐらいから視察をちょっとしたらなと思うんですが、いかがでしょうか。皆さんの御意見を聞いてから。

（「場所がわからん」と呼ぶ者あり）

そうでしょう。

（「実際にやっぱり行ったほうがいい」と呼ぶ者あり）

そうですね。よかですか。あした9時半からということで。じゃ、あした9時半に議会棟の西側にマイクロバスを用意しますので、恐れ入りますが、9時半までに御参集をいただきたいと思います。

ほかのこともありますので、もし、ここも行ってみたいということがありましたら、きょう、終了ぐらいまでに私のほうまでお願いしたいと思います。

それでは審査に入る前に、10月臨時会において委員会の委員構成が新しくなりましたので、執行部の職員紹介をお願いしたいと思います。なお、本庁、支所副部長級以上及び企業の副局長以上の方は、10月の初会合にて自己紹介していただきましたので必要ありません。それではお願いします。

◎職員紹介

○千綿委員長

ありがとうございました。それでは審査に入りたいと思います。

まず、第214号議案 佐賀市街なか交流広場条例について説明を求めます。

◎第214号議案 佐賀市街なか交流広場条例 説明

○千綿委員長

とりあえずこれで説明は終わらせていただいて、質問を受けたいと思います。

○西村委員

このトイレのBタイプというのは、どういうトイレでしょうか。

○池田経済部副部長兼商業振興課長

ここに設置しておりますトイレは、一般的に洋式といいますか、腰かけ便座式のトイレというふうに考えております。

○西村委員

ウォシュレットというのですかね、そういうふうになってますかね。

○池田経済部副部長兼商業振興課長

多目的トイレのほうはですね、ウォシュレットにしておりますけれども、あとの男女の便所のほうはウォシュレット式にはなっておりません。

○西村委員

もう時代が時代ですのでですね。そう金額的に無理なんですかね。

○池田経済部副部長兼商業振興課長

そうですね、相談は建築課としてみたいと思っておりますけれども、とにかく最低限、

できるところからやっていきたいというのが、これ総額8,000万円を6月補正でいただきまして、できること、重要なことから順にやっていって、できるところまでやっていこうというふうな考えでありますので、優先順位としてはそのウォシュレットというのは下のほうにおりているのかなとは思いますが、ウォシュレットの設置ができるようであればですね。

あと管理がですね、公衆便所だと、その噴き出し口のところもきれいに清掃しないとイケないとか、そういうことがあるらしいんで、そういったことまで含めてですね、設置ができるようであればしたいと思っておりますが、現状、その設計の段階では、入れておりません。

○重松委員

もう既に登記はされていると思いますけれども、登記はいつごろされたか。

○池田経済部副部長兼商業振興課長

登記を行いましたのが、11月10日でございます。

○川崎委員

まだ1年議員で、まだわからない点があるんですけど、この金の流れ、先ほど言われた6月に補正予算で3千幾らと言われたんですけど、この予算関係をですね、当初の流れをちょっと教えてもらえんでしょうか。登記は先ほど聞いたんですけど。ここに至っての予算関係ですね。流れをよければ説明してもらいたいと思います。

○池田経済部副部長兼商業振興課長

流れといたしますか、

(「取得するまでの点がですね」と呼ぶ者あり)

取得するまでの経過ですね。当初656(むつごろう)広場につきましては、協和銀行という銀行が入っていたと思うんですが、それを呉服元町、協和銀行が撤退した後に、呉服町の名店街の協同組合のほうで補助金とかを使って購入をいたしまして、その後整備をして、今の656(むつごろう)広場の形になっております。それが駐車場の経営等行き詰まりまして、呉服町名店街協同組合が昨年度でしたか、破産をいたしまして、自己破産をいたしまして、その後、破産管財人によるいろんな整理がなされてきておりました。そういった整理を、アーケードも含めてそういうことだったんですが、破産されたので、アーケードは危険な構造物だということで、撤去、その後道路路面整備を今やっているところですけども、656(むつごろう)広場につきましても、我々のほうで購入して改修しないといけないなと思っていたんですが、破産処理をやっている間にですね、管財人から購入したほうがというか、購入しないとなかなか後もって購入というのは非常に難しいということをお話して聞きましたもんですから、6月に国の経済対策臨時交付金ですか、というのが出ることがわかりましたので、8,000万円ほど予算をつけていただきまして、購入した金額、土地・建物ついております——土地と建物を購入した金額が3,520

万円でございます。これは鑑定評価どおりということで。その後、残りの4,400万円程度で改修をしたいというふうに考えておまして、今改修に入るところでございます。

○平原委員

済みません、数点お伺いしたいと思いますけれども、ここに指定管理者制度による管理を予定というふうにされていますけれども、ここで使いたいという——イベント等をやりたいという団体等がおられた場合ですね、どこをどういった形で窓口といいますか、受け付けといいますか、どういう形で流れていくのかですね、ちょっとイメージがわからないので、お伺いしたいと思います。

○池田経済部副部長兼商業振興課長

管理運営はこれから検討したいと思っておりますけれども、指定管理者を指定する、設定するという事は、指定管理者にすべてお任せするというかですね、管理権限の範囲内でお任せするという事になりますので、指定管理者のところにお申し込みをいただいて、利用していただくというような形をとることになると思います。

○平原委員

その際にですね、ここで使用料の設定で1日当たり4,000円ということで、質疑のときも根拠等を示されましたけれども、中にはイベントをされる団体等がですね、1日でなくても、時間単位、1時間単位とか半日単位とかっていうことを、申し出をされた場合ですね、どのような、これはもう1日設定というふうになっていますけれども、そういった場合はどういうふうに対応されるのかですね。

○池田経済部副部長兼商業振興課長

あくまでも設定が1日単位ということで設定しておりますので、もしその半日しか要らないということであれば、減免とかそういった対応が可能なのか。まあ基本的にですね、まちの活性化に資するために活用してもらいたいと思っておりますので、余りそのよほど営利目的で、そこで展覧会をやってそこで物を売りたいとか、そういうことでない限り、一般的に活用される分については使用料を取るものではないというふうには考えておりますけれども、一応今の前提としてはですね、1日単位で借りていただくということを前提に今考えておりますので、運用の範囲内でですね、減免等を行っていきたいというふうには思いますが。

○山本委員

関連ですけども、1日当たりの4,000円という金額になっておりますけども、この設定基準というのは、4,000円という基準はどこから来ているのか。

○池田経済部副部長兼商業振興課長

議案質疑でも申し上げたんですけども、都市公園の条例等での展示会ですね、それから博覧会等の使用料や久留米市にあります類似の施設の使用料、こういったものを参考にしていますので、1日4,000円、この面積を考えて4,000円という額を設定しております。

○福井章司委員

この部分については、減額及び免除という項目があるわけけれどもですよ、今の課長の話、副部長のお話を聞いていると、何となく、まちの活性化に資するものは、なるだけ余りとりたくないというか、とらんほうがいいみたいなニュアンスがあつて、しかし、数字的には4,000円というのが出とってですね、しかも一部はこんなふうにして非営利で活用云々の場合は使用料減額または免除というふうになっているんですけど、この辺の基準はどう考えているわけ。

○池田経済部副部長兼商業振興課長

基準といいますと、やっぱり判断の基準となるのは中心市街地の活性化に資するかということ、やっぱり基準になろうかと思えます。判断は指定管理者に管理を委託しますと、指定管理者がその判断をすることになると思えますが、その判断基準というのは、我々のほうである程度示して委託することになると思えます。通常やっぱり、今、現状を申し上げますと、お金を取れるような状態ではない。実際にお金を払って御利用になる方というのは、恐らくいらっしゃらないと思うんですが、以前、まちが結構元気だったころには、呉服町名店街が1日3万円で会場を貸していた時期もございました。ですので、やっぱりそれぐらい営利目的の方があそこの会場を使って何かやろうかというふうに思っていたような場所になってくれればなという思いはありますし、条例上はやっぱり料金を設定しとかないと、お金を取るときに取れなくなりますので、現状、お金を払われるということはなかなかないかなとは思っています。中心市街地の活性化に資するという判断をする限り、減免でいきたいというには考えております。

○福井章司委員

減免でいきたいというんですけどね。割合というか、その辺のことは1つ尺度もあるべきだろうと思うんですよ。今言われたようにね、これは最終的にはその指定管理者が決めるとは言うけど、基準を佐賀市で示しておきたいと。何か非常によくわからんよね。その辺はちょっと委員会の中でお示しをいただきたいと思うんですけど。

○池田経済部副部長兼商業振興課長

ちょっと今、その指定管理者のほうに、この間もそうだったんですが、話がいつてしまうんですが、指定管理者の制度を今回、今度指定管理の指定をやるとかという段階になりまして、その管理運営の方法とか中身についても、尺度とかそういったものまで含めてですね、皆さんにお諮りをするようになるかと思えます。ちょっと、現段階ですとね、その基準というか、基本的には今までと同じような運用のされ方というか、もっと使っていたらいいかなというふうなつもりでおりますので、基本はやっぱり中心市街地の活性化に資するものであれば、減免をしていくというか、料金を取らないということを前提ですとね、そういったその基準というんですか、取るための基準というんですかね、そういうものについては、決めていって、皆さんにお諮りをしたいというふうに思っております。

今回はちょっと設置条例の議案でございますので、そういうことで御了解いただきたいと思えます。

○福井章司委員

いやいやいや、設置条例のための議案はわかるわけよ。だからといって、もう数字も出してきておるわけだから、しかも項目的にあるんだからね、佐賀市の考え方というものはですね、ぴしっとしとかにやいかんわけよ。これは説明できんならできんでもいいし——できんでもいいしということはないんだけど、これはあくまで設置条例のためのものでございます。具体的な指定管理者は、要するに指定の議案が出た段階でもう少し検討させてくださいという答弁ならわかるんだけど、その辺をきちんとあなたたちがぴしっとしとかんといかんのじゃないですか。

○池田経済部副部長兼商業振興課長

指定管理者の中できちっとさせたいと思えますが、基本はとにかくまちの、中心市街地が活性化するように取得もしておりますし、整備も行っておりますので、基本的にやっぱり中心市街地の活性化に資する活用をしていただきたいというふうに思っておりますので、基本は料金を取らない方向で使っていくような場所にしていきたいと思っております。取る部分につきましては、指定管理の段階で説明させていただきたいと思えます。

○西村委員

関連したことですけれども、普通、細かいところは規則とか要綱とか決めますよね。指定管理者にする場合は勝手に規則とかできないんですかね。

○池田経済部副部長兼商業振興課長

条例に今書いてあることというのは非常にシンプルなこととか、基本的なことだけを条例には載せておりますので、今この説明資料の中では、規則でうたうべきような内容のことも、実際にはどういうふうな運用をするんだということを御理解いただきたいということで書いております。ですから、規則に書くような内容についてもこの中に記載はしておりますので、これをもとに規則をつくっていくというような格好になるというふうに御理解いただければと思えます。

○西村委員

私がちょっと聞きたかったのは、指定管理者にする場合に、規則で定めることができるのか、指定管理者に任せないといけないのか、うちである程度決めていいのかということをお伺いしたい。

○池田経済部副部長兼商業振興課長

任せないといけないのかというのはどの部分でしょうか。

○西村委員

例えば、金額をですよ、4,000円のを2,000円にするとか、要綱とか規則で定める場合、指定管理者がいる場合は、市で勝手に決めちゃいけないようになっているのか、そこは市

の考えで決めていいのか、そこをお聞きしたいんですけど。

○池田経済部副部長兼商業振興課長

料金はですね、市のほうで決めております。指定管理者はこの指定管理の範囲内で、この料金の範囲内で貸し出すということになります。

○千綿委員長

いやいやだから、規則を指定管理者がつくって決めるのか、執行部が規則をつくるのかということをお聞かされてるんですよ。

○池田経済部副部長兼商業振興課長

それであれば、規則は市のほうで決めます。

○千綿委員長

よろしいですか。ほかに何かございませんか。いいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようでしたら、次に、第215号議案 佐賀市地場産品交流会館条例についての説明を求めます。どうぞ。

◎第215号議案 佐賀市地場産品交流会館条例 説明

○千綿委員長

説明が終わりましたので、どなたか御質問がある方は挙手にてお願いします。

○川崎委員

これも予算関係がどういうふうに来てきたのかですね、当初からですね、その件をちょっとお伺いしたいと思います。業者が決まったということで、予算、お金の流れを説明してもらいたいと思います。

○池田経済部副部長兼商業振興課長

予算といいますか、最初計画しましたのは、平成16年度に、17年度からの5カ年計画だったんですが、都市再生整備計画という中心市街地の活性化のための国土交通省の事業を活用するための計画として、この土地、この一角につきましても、中に入れさしていただいておまして、17年度の3月に用地を取得するための予算を上げさしていただきまして、18年度に用地を取得いたしました。これは答弁で申し上げたと思うんですが、約1億円ぐらいで1,400平方メートルの土地を取得したと思っております。それから、今年度の当初予算でこの施設を整備するための予算、3,900万円ほど計上いたしておりますが、それで、やっと建設業者が決まって、今、整備に入っているところでございます。

○重松委員

分割の問題でいろいろありましたけども、実際、営業が、開館日が金、土、日ということで、ウィークデーはイベントに合わせてあけていくと。それと、地元の、地場産品の方々のコラボでやっていくということですけども、それでもって観光サービスの場ということですけども、実際、コラボでやったり、イベントでやったり、本当にわかんないと思

うんですよね、普通の人たちは。観光客の方たちも。例えば、一週間を通してあいているんだったらわかりますけども、イベントに合わせてあけるとか、それとコラボであけるとか、そこら辺のウィークデーの使い方ですね。そのPRとか、そういったものはどういった形で進めていけますかね。

○池田経済部副部長兼商業振興課長

3月のときに3日間ということで、ここで、この場でお話をさしていただいて、そのときにも、もうちょっと長くあけられないかというようなお話もございましたし、今回、議案質疑でもそういったお話もございます。まず一つは、やはりPRをしてですね、この場所のこと、それから売茶翁に関してもそうなんですけど、皆さんにやっぱりよく知っていただいて、ここを訪れるきっかけを持っていただくということも必要ですし、それからあいている時間帯とか、あいてる日とか、そういうことを知っていただくことも大事だと思っておりますので、そういった点で、開館日数をなるべく多くしていきたいということと、それからPRをしていくということにつきましてですね、今後、会館が建設をされる間、二、三カ月ございますので、できる限り開館日数をふやして、かつ開館の運用ですね、そういったものを皆さんにお知らせする場をつくって、できる限りそういうふうに進めていきたいとは思っております。

それから、コラボの話ですけども、これ我々が流通の仕事をやっておって、バイヤーにこっちに来ていただいて、物を見ていただくということを最優先に今やっております。おかげさまで、随分、東京の大手百貨店とか、そういうところに佐賀の産品が出ていくようになりました。そういったバイヤーの方が来られたときにですね、やはりいろいろ注文がってきます。商品に対する注文もありますし、それから、2つの商品をあわせて何かできないかと。特にインテリア関係のことで、そういう御指導いただくことがございますので、このコラボレーションの場は皆さんに見ていただくというものではなくて、産品が幾らかここに置いてありますので、そういうものをですね、どこかにまとまって置いてある場所でそういうお話というのはしていったほうが良いというふうに思っておりますので、そういう場として、クローズで使わせていただくというふうに考えております。

○重松委員

そしたら、産直品を常に置くとか、そういう場所ではないんですかね。

○池田経済部副部長兼商業振興課長

産直品というと、例えば野菜とか、そういうふうな……。それはちょっと済みません、考えておりません。

ただ、イベントとしては、可能ではあるかと思っておりますので、指定管理者の方たちがですね、その管理費を稼ぐネタとして、そういうことがあるということは、別にしてはいけないということではないと思いますが、前提として、そういうことをやる目的で設置した施設ではないということでございます。

○千綿委員長

ほかに。

○西村委員

これは2つ問題点がありますけども、1つは費用対効果ですね。これをどういうふうに計算されたのか。もう1つは管理運営。もう費用対効果が余りないということであれば、これは市がしなければいけないんじゃないかなと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○池田経済部副部長兼商業振興課長

費用対効果、指定管理者による管理を行いたいなど。もちろんまだ、これからその内容、管理運営のやり方というのは詰めていった後ですね、指定管理者、もし、指定管理者が見つからなければ、実際には指定管理できないんですけども、基本的には指定管理者でいきたいというふうに思っているんですけども、指定管理制度をとりたいたいと思っているのは、先ほど重松委員からもお話がありましたように、お客さんがたくさんいるときには、野菜でも売って、幾らか稼ぐとかですね、そういう臨機応変な対応ができるという、そういうこともございますので、施設を効率的に運営するために、指定管理者制度をとりたいたいと思っておりますので、費用対効果ということであれば、もうそちらのほうが有効に働くと考えております。

○西村委員

費用対効果が明確になってないわけですね。例えば、メインの品物は何だと、これがどのくらい売れると。お客さんがどのくらい来られて、どのくらい売れるというのがないと、費用対効果はないと思いますので。あるいはまた別の方法で、費用対効果を図るか、どちらかだと思うんですが。その辺はされたんですかね。

○池田経済部副部長兼商業振興課長

施設の建設をするときには、建設の予算を上げましたときには、施設費がどれだけかかって、どういったお客さんにサービスをする。要は食と動きの部分が欠けているので、動きの部分をこちらでということ、議案質疑の答弁でも申しあげましたけれども、費用対効果というか、ここでどれだけ売り上げが上がるかとかというのはですね、指定管理者が、もしくは指定管理者から事業を任される方とかですね、そういう、ここで事業を行われる方が、事業計画をつくれる際にですね、自分たちでイベントで人を寄せる力と、それから実際、ひなまつりとかなんとかで人がここを歩いている部分から割り出して事業計画を出されるんじゃないかと思っておりますので、我々としては欠けているもの、観光施設として、観光地として欠けているものを補うために、ここに施設をつくったということでございますので、費用対効果、これから効果が上がるように、我々としては応援していかないとはいけないと思いますし、活用もしていかないとはいけないと思っております。

○千綿委員長

西村委員、いいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかには。

○川崎委員

用地取得で1億円、それに施設関係で3,900万円、1億数千万円動いているんですけども、先ほど聞いていますけど、このPRをしながらというけど、そのPRというのはどのような方法でしていくのかですね、方法ですね。それと同時に、この金曜から日曜まで3日間、どうしてもやっぱりこの3日間というのは少ないように私も感じるわけですよ。先ほど聞いています中で、何とか延ばしていきたいということですけども、こういったように条例にも提案しとるもんですからね。この件はもう延ばしていきたいということ、明確にですね、やはり切りかえていかなければできないんじゃないだろうかというふうに思うんですけどね。どうでしょうか。

○池田経済部副部長兼商業振興課長

広報につきましては、どのような方法というか、いろんな紙媒体、それからネット等を使って、できれば、広報を専門にやる人間が置ければというふうには思っておりますが、そういったことを使って、この場所——この場所も含めて柳町かいわい一帯ということになると思いますが、PRはどんどんしていきたいと思っております。今も柳町でのイベントとか柳町の施設とか、いろんなことがあるたびに、広報というのはどんどん行っておりますので、それにつきましては、ここの部分、地場産品交流会館の施設もその中に含めてPRしていきたいと思っておりますし、イベント等につきましては、もちろん積極的に、そのイベントを通じてPRをしていきたいと思っております。それから、もちろん土地と建物を合わせた施設費、トータルすると大きな金額でございますので、先ほど言われたように、その3日間というのは——この条例に3日間と載せているわけではございませんが、今後その運用を考えていく上です、この3日間というのは、施設を建設するときです、御了解をいただく最低3日間はあけたいということで、こちらでお話をさせていただいた部分なんですけれども、一日でも長くあくようにですね、これはもちろん、その運営のコストというのもございますので、そこまで含めて、できる限り日数が長くあくように検討はしていきたいというふうに思っております。

○久米議員

この事業もですね、私たちも10月から議員になって初めてのことで、流れる的にはこの説明ですけども、先ほど言われましたように、この全体像がですね、費用もどれくらいかかるものか、費用対効果はですね、効果はやってみないとわからんと思うんですよ。これを運営するのにどのくらいの費用を今からかけていくものかですね。

○千綿委員長

指定管理者の運営に係る分の経費はどのくらい見てあるかということですよ。

○池田経済部副部長兼商業振興課長

全体像というのは運営の経費ということで……

○千綿委員長

ランニングコスト。

○池田経済部副部長兼商業振興課長

ランニングコストはおおむね人件費を入れておりませんので、200万円程度というふう
に考えております。

○千綿委員長

年間ですね。

○池田経済部副部長兼商業振興課長

はい、年間でございます。

○福井章司委員

基本的に議案質疑でやった答弁、やりとりの中で出てきている部分に、かなりやはり疑問がまだ残っているんですよね。1つは、この機能という部分で、4つ挙がっている「地域
地場産業の交流、連携拠点」、「地場製品のブランド化」、「新しい地場商品の商品開
発」、「地場商品の展示販売」という、こういう大きな一つの課題といいますかね、その
機能を発揮したいということであつて、それだけのことでも、その一方では何かこれだけ
のものをきちっとやろうとすればですよ、やはり1週間丸々やるべきだという声が大い
いのに、3日間というスケジュールしかないということ想定されたところが、まずもって
わからんというのがあります。これはやはり、条例と、それから具体的な指定管理に展開
するときは、もう少し検討したいということで、これは徹底して検討してほしいと思っ
たんですよ。大分そういう声が多いのではないかと私は思います。その点については確約で
きることかどうかね。きちんとね。

○池田経済部副部長兼商業振興課長

一日でも長く、あけられるよう……。今3日と書いておりますが、これは当初にですね、
当初予算を上げるときにですね、人件費をかけないで使われる方、利用される方が、要は
メリットがあつて、何とかあけられる日数はどれぐらいかということで、いろんな方に御
相談したところ金、土、日と、人が多いひなまつりのときぐらいですかねということだっ
たんで。これが最低限のベースだと思っておりますので、日数はできる限りふやしたい。
例えば、木曜日を加えるとかですね。1週間丸々あけるのは、かなり厳しいかなと思うん
ですが、そのための努力といいますか、要は努力をするためには、ちょっと実はコストが
かかるものですから、そういったものも含めてですね、確約というか、3日は超えたいと
思っております。

○福井章司委員

これはもうぜひですね、検討をまずしていただくことが大前提だと思うんですよ。指定
管理者は、例えば、3日とか4日とかだけを管理するわけではなくて、議案質疑の答弁にも

あったようにね、全部やんなくちゃいけないわけだから、当然、そこんところであんまり枠をはめることについてもね、もうこれ、考えないかんわけだから、その辺をきちんとしなくちゃいけないということもあるし、PRの問題も当然あります。それから、どこに指定管理をお願いするかという点では、何かこう、ぽんぽんぽんぽん、某団体の名前も飛び交っているけども、そのある点で言えば、その団体がね、この4つの機能について熟知して、こういうことに対するプランニングであるとか、運営ができるわけ。はっきり言うのですよ、あくまで地場産品交流会館という名称でスタートするわけですから、これに合った内容で、先ほども費用対効果の問題がありましたが、効果あらしめるためには、これに対する評価をしなくちゃいけないわけですね。その某団体が何かをやっている、その団体のための何か拠点になるということでは意味がないと思いますよ。だから、その面ではきちんと効果を上げにゃいかんわけだから、その辺はきちんとしなくちゃいけないと思うんですけど、どうですか。

○池田経済部副部長兼商業振興課長

もちろん、指定管理をどこがやるかというのは、計画など、もし公募するとしたら公募で、随契で指定をしてやるとしたら指定をずるとして、管理の中身ですね。どういうふうな管理ができるかということが判断基準になって、指定管理者というのは選んでいくことになると思うんですが。その某団体とおっしゃった、売茶翁関係のですね、一番最初に売茶翁関係を、やっぱり動きの部分で何かないかということで、3月に予算を上げるときに、お茶とお菓子を——ここはシュガーロードという柳町の通りですね。長崎街道がシュガーロードといわれているので——お茶とお菓子をお客様に提供してもらえよう活動がされているところが、ここの活用ですね。指定管理云々とはまた別問題だと思うんですが、活用してもらえようということで、こういった施設をつくって、皆様方にお諮りしたというところがありましたので。そこは、筋は、本筋はかえないでいきたいと思っておりますが、指定管理云々はですね、もちろん、全体の管理運営がきちんとできるということが、まず条件にはなると思います。何しろ、ここの運営の仕方、オープンするということは、セキュリティーまで含めて、すべてきちっとしとかないといけないので、オープンの日数というのがどうしても限られてくるかなとは思っておりますが、その運用の仕方ですね。例えば、かぎをあげとくだけでも、きちっとその中の施設が管理できるようであれば、そういった日数をどんどんどんどんふやしていくということも可能になると思います。常にだれがいなくても、何とかやっていけるというふうな場所もございますので、そこら辺は、これからもう少し検討させていただいて、日数をとにかく少しでも多くあけられるような工夫というんですか、管理に向けての工夫はさせていただきたいと思っております。

○福井章司委員

今ちょっと公募だとか随契と、ちょっと声が出たんだけど、どっちでいくのか、それが1つと。それから売茶翁云々ということで出ているけども、そういうところとのコミュニ

ケーションはあったかもしれないけども、その団体側の声はあるんだけども、当初きちんとした目的、機能があって、それで効果あらしめようとするならば、余り過度のものを与えることによって、逆にその団体自体がね、ちょっとできませんみたいな話も、何か、それも考えなければいけないことだと思うんですよ。だから、きちっとその辺が、やはり当初の目的にかなったそういう運営ということ、もう少しぴしっとあなたたち考えていかんと、これは、うまくいかなくなるんじゃないかと思えますけど、そういう懸念はありますが、いかがでしょうか。

○池田経済部副部長兼商業振興課長

もうまさにおっしゃるとおりで、指定管理っていうのは、かなり事務的な作業もございますので、どこが、今おっしゃったような団体も含めてですね、実際にきちっと管理ができるかどうかということは、指定管理の団体を決めていく中でですね、検討して、お諮りするときには、それがきちっと説明できるようなものにして、実際には経済企業委員会のほうで御審議いただくことになりますので、そういう言葉で御説明できるような内容をもって、指定管理者についての御説明をさせていただきたいというふうに思っております。

○川崎委員

ちょっと私、よくわかりませんが。これ、17年度から5カ年計画で、もう5年になっているのに、話を聞いてみると、団体のほうもまだ矢印も出てないし、3日間以上あければコストがかかるとか、ちょっと、聞いてみればですね、計画がずさんだなというような感じがしますけどね。5カ年の計画でもある程度見通しをやっぱり議会で条例を出すならですね、どこどこが管理して、動になってということで、やっぱり明確な団体名とか、やっぱりこういうふうになりますよとかですね。していくのが筋じゃなかろうかと思うんですけどね。ちょっと聞いてみても、ずさんだなという感じがしますが。特に3日間というのもひっかかるんですけどね。コストがかかると、何でかかるんでしょうか。

○池田経済部副部長兼商業振興課長

17年度からの5カ年計画というのは、この場所だけではございませんで、例えばT O J I N茶屋をつくったりとか、あと一番大きかったのはエスプラッツなんですけれども、そういう施設を中心市街地全体にかかる、そのハード整備を行う計画というのを16年度につくって、17年度から順次整備を行ってきたということでございまして、この地場産品交流会につきましては、21年度の1年間の事業ということで最終年度になってしまいましたが、今回、上げさせていただいているものでございます。

それから、そのコストの話ですけども、ずっとあけていくとなると、いろんな、結局、お客さんが来ていただけそうときというのは、ある程度収入も入ってくる見込みは立つわけですけども、実際、我々として指定管理料としてお支払いするのは、実際に、あけておれば、水光熱費とか清掃費とかそういうものがかかりますので、最低限の価格で何とかお願いしたいなというふうには思っておりますので、それ以外の人件費とかなんとかを

稼ぐ見込みが立てばですね、日にちをふやしていくことというのは可能だと思いますので、そこら辺はその管理の仕方ですね。コストをかけない管理の仕方をどうするのかとか、それから実際、コストをペイできるような売り上げというんですかね、を期待できるようなものが、どういうやり方をやればできるのかというようなことを、今後検討していった日数をふやしていくと。先ほど答弁申し上げたとおり、やっていきたいというふうには思っております。

○川崎委員

指定管理者をどう解釈したらいいのでしょうか。どこを指すわけですか。もうこの団体、指定管理者という、条例に載っているのは、ちょっと私も初めてで、どう解釈したらいいでしょうかね。

○池田経済部副部長兼商業振興課長

指定管理者と書いておりますのは、これは直営、もしくは指定管理者での管理が可能になるような条例を制定しているということをごさいますて、まだどこを指定管理者にという意味ではございませんで、市が直営でやるか、もしくは全体を指定管理者に管理してもらうか、例えばTOJIN茶屋という施設ございますし、エスプラッツもございますが、そういった施設については、今、基本的には市が直営ではなくて、指定管理者による管理を行っているということをごさいますので、今回は条例ですので、指定管理者の欄を設けてないと指定管理者による管理ができないこととなりますので、まずはこの条例の中に指定管理者による管理が可能になるような条例にしているということをごさいます。

○福井章司委員

ということはね、これはあくまで、さっきのあれと同じで、あくまで条例案として出すのであって、具体的な指定管理の場合は指定管理案としてまた出すということになるわけだけれども。とはいえね、やはり現状の段階で何か出てきている情報からすると、やはり我々は非常にそのやっぱり文化団体的なことではね、なかなか簡単にはいかないでしょうと。当初のこの要するに地場産品交流という、いわば、一つのブランド的なものをオープンに、しかもこれを売り出していくという佐賀市のいい意味での文化の中身というよりも、逆に菓子であるとか、あるいはそういう地場産品を売り出していこうという、こういうイメージのものであるがゆえに、その文化団体的なことというよりも、どっちかという、そういういわば、経済部自身が主体的にどんと、それこそ、PRを兼ねてやっていくという大きなコンセプトというのが根本にあるのであって、それに対する強い意志を持っていくとすると、やはり直営がいいんじゃないかと、これは当然出てくると思うんですよ。その辺のことについても、もちろんそれは余地として残しておりますよということになるかもわかりませんが。現状ですと、かなりまだ指定管理者みたいな話がぽんと出てきていたんで、やはりその辺は、こういう条例案を出すけれども、具体的な形で展開するといったときには、あなたたちの見通しというのがどうなのかということをおと、聞いてかん

といけないのかなと思っておりますけど。

○池田経済部副部長兼商業振興課長

もちろん当初の目的というか、条例で設定しております目的を果たせるような管理の仕方をしていかないといけないと思っています。指定管理を導入する大きな目的の一つに、やっぱりコストの削減というのがございますので、実際稼ぐという意味と、それから、コストを抑えるという両方の意味をもって指定管理者というふうに想定して話行っておりますが、先ほどからおっしゃるように、その条例に基づく目的をきちんと果たせるということについては、やっぱり確認は必要だと思っておりますので、それはもう指定管理の議案を上げるときに御審議いただければというふうに思っております。

○川崎委員

ちょっと質問しますけど。この3日間だけしかあけないその理由。コストがかかるって、どういうコストがかかるのか。3日間しかあけないという理由を説明してもらいたいと思います。

○池田経済部副部長兼商業振興課長

これ3月議会に上程するときです、ちょっと御相談したときに、観光地で実際お客さんがいて、物が売れる、それが要はそこにいる人の人件費っていうには直接該当しないかもしれませんが、人にコストがかかるというのは必ず発生しますんで、そういった点からして、週末の観光客が期待できるのがやっぱり、前提になるだろうということで、最低金、土、日の3日間はあけて何とか運営ができないかということで御相談をしたということでございます。例えば、木曜日でも水曜日でもずっと一週間通してあけるとなると、必ず人を置いてですね、管理をしないといけなくなりますから、コストがかかるというのは、そこは確実にコストはかかると思います。ですので、先ほどから言ってますように、コストをできるだけかけないでオープンする方法というのをですね、施設を今から整備していく中で検討はしていきたいと思っておりますが。コストがかかるというのは、人を無理やり置けば、その人件費は必ずかかるという、そういう意味でございます。オープン稼働するとき集中せざるを得ないのかなということで申し上げていたところでございます。

○千綿委員長

だからですね、今、福井委員も言われたように、要するに執行部としては、この目的のためにお金をカットしてしようとしているわけでしょうが、それで人件費を。要するにそこまで重要視しとらなくてしか見えんわけですよ。執行部側が常設で置いて、人件費も予算を組めば、一週間あけられるわけでしょう。そこがあいまいですよということを委員言わないよとですよ。そいけん、お金はカットして、この目的は達成しますって、それはある団体ができるかどうか、まだわかりませんとかいう話けん、皆さん疑心暗鬼になってあるわけですよ。だから、要は執行部側は、そこに予算をかけない、200万円で打ちどめですよ、3日間しかあけませんよって、それでこの本当の目的が達成できるのかということ

を言われているんですね。わかりますか。だから、そこを明確に執行部側は答弁しないといけないんじゃないかなと思います。

○平原委員

今、委員長が言われましたけれども、我々としての受けとめ方は、最初からその指定管理者となり得るような団体が決まっています、その団体が週のうち3日ぐらいしかし切らんと言っているのです、週末だけしかしよらんとやなかかというのがあるわけです。けれども、この条例を見ていると、この目的についてはですね、やはり最初から土地に1億円かけました。建物についても3,900万円ですか、かけて、それだけの投資をしたならば、やはりオープンした際には、やっぱり1週間、何らかの形であけていただいて、それなりの効果を引き出すということが必要じゃないかというふうな考え方が私自身はあるわけですね。

それで、幾つかお聞きしたいと思いますが、この会議室の中での地場産品のブランド化の機能というところがありますので、現時点でそういう地場産品をブランド化するという、そういう促進については、今どのような状態が進んでいるのか、また、どういうねらいがあるのかですね。それとあと一つは箱物をつくりました、指定管理者決めましたということで、市が何もタッチしないといいますか、それこそ市が戦略的に考えていかんばいかな問題だと思えますよ。この地場産品をブランド化して販路を拡大していくとか、そういったところについてもですね、そういうねらいがあるのかですね、その点のお考えをちょっとお伺いしたい。

○池田経済部副部長兼商業振興課長

まず日数云々の話なんですけど、コストをかけてでもというお話でしたが、一番最初に二枚舌を使うわけにはいかないんで、最初にこの3月にお話をしたときに、200万円しかコストをかけないということを答弁申し上げたんで、そこを余り大きく変更はできないかなというところをございしましたが、今、実際には日にちを引き続き多くあけられるようにという検討はしておるのは事実でございますので、それはそういうふうに、今ここできちっと確約ができる話ではございませんが、あけようということで、少しコストをかけてでもあけたいというふうには思っておりますので、それはそういうふうに御理解いただければと思います。

それから、地場産品のブランド化というか、さっき産品をどうやって大都市に売り込んでいくかということは、さっきも申し上げましたが、流通促進事業というのを平成20年度から始めていまして、20年度は本当に手探りだったんですが、今年度に入ってバイヤーがこちらに来られて、本当に東京のほうでいろんな大きな百貨店、伊勢丹が中心になっておりますけれども、大きな百貨店で定番商品としても置いていただけるような、そういう、イベントはもちろんなんですけど、置いていただけるような、そういう状況に今なりつつあります。バイヤーがこちらに来られたときにですね、本当はやっぱり、つくっている現場

にどんどん連れていくというのがいいんですが、1日、例えば2日、3日で九州いっぱい回るといふ感じで来られたときにですね、どこかにこう、例えばインテリアに関する商品だけはどこかに置いておいて、そこでちょっと一緒にお話を伺うとかですね、そういう場も必要だなということがありますんで、そういった意味で売り上げにつなげていくといふんですか、販路を開拓していく場所としてですね、こういう場所といふのは重要だなといふふうに思います。

ちょっと外れるかもしれませんが、食品関係で、バルーン期間中にバイヤーにおいでいただいたときに、バルーンの期間中にあちこちお連れするのは難しいなと思っているときに、玉屋の物産館がバルーン会場にあったんですが、あそこで全部ほとんど商品を見ていただくことができまして、あそこでチョイスしていただいて、その直後にあったイベントに伊勢丹のほうで使っていただいたというような場もありますので、どこかに集約して、そこでお話を一緒に伺うことできるといふのが、ロスも少なくても効果も大きいかなといふふうには思っておりますので、そういった場所としても、そればかりということじゃございませんけれども、そういった場所としてもこの場所といふのは使っていきたいといふふうに考えております。それが今後流通促進につながっていくといふふうに考えております。

○福井章司委員

そうするとね。まさに、さっきちょっと委員長も言ったように、コストを抑えて、200万円で金、土、日しかやらないといふふうな感じではね、やっぱりうまくいかんだろうと。やっぱりお菓子を見に来たいと。普通の一般のバイヤーが、金、土、日しかあけていませんのでといってこれ来るかという問題がある。いやそれは基本的には月、火、水、木、金でこっちまで出張して、それで具体的に製造しているメーカーの現場まで行って果たしてどれだけきれいな、クリーンな状態になっているのか、どれだけロットができるのか、いろんなことを見てですよ、それ見て、よし、わかりましたと言って企業の雰囲気、製造現場の感じ、いろんなものを聞いて見て、よっしゃっということになってくるわけですよ。

だから例えば、村岡屋であり村岡総本舗であり、あるいは何菓子でありと、こうずっと見ていって、例えばお菓子なんかの場合だとしたら、そっち行ったほうが早いということになってくるし。だからそういうものではなくて、あなたたちの考えはそういうものも、こういう環境といふか、そういうこの会館の中で展示して、こんなふうになりますよといふふうにして、そういう雰囲気もあわせてお見せして、上手に接待をしていくといふけど、それだれがどう接待して、どうやって。そういう場をつくることを考えてるといふかもしれないけれども、いやもうメーカーからすると、うちの会社に来てくださいよと。そのほうが早いし、そのほうが決裁もすぐできますし、もう印鑑まで押してばんばんばんといった感じになったら、そっちのほうがはるかにいいということになってくる可能性がある。だから、その辺であなたたちが考えているこの内容といふものをどうやっていくのか。もし、この目的を完遂しようとするれば、相当なやはり投資しないと。箱物をつくった、それで終

わりじゃないわけだから。やっぱりその中の、要するにソフトプランニングの部分でどう展開させていくかということが一番かぎになるわけであってね。そういうことをまずもってきちんと我々に説得できるように持ってこないとね、なかなか簡単にいかないだろうという私は印象を持っていますので。

○池田経済部副部長兼商業振興課長

お答えしてよかですか。えっとですね、おっしゃるとおりなんです。今現実にどうしているかという、実際にバイヤーが向こうから来られれば、うちの職員がずっとついて回っていますが、やはり回る場所が限られる、それから、我々があんまり商品をチョイスしたりなんかするというのは、いいことではないかなと。まずはバイヤーに見ていただいて、物を見ていただいて、それから製造現場に行くという、そういうやり方っていうのが重要だと思っています。実際に、バルーン期間中に来られたときもですね、物は現場で見させていただきましたが、あとこれを見たいというのはやっぱりありましたので、それはお連れしました。

ですから、ワンストップ——まず一番最初にアンテナショップというんですかね、実際いろんな物を見ていただいて、そこで、商品を見ていただいた後に、現場——もちろん現場にお連れするというのは最終的には、それがもう最後の決め手になりますので、それはもう現実に今やっておりますので、そういうその一つ手前の場所として使いたいなと思っていますし、それから四六時中あいとらんといかんやないかということなんですが、もちろん指定管理者を置けば、指定管理者の了解をとって、我々がかぎをあけて中で御案内するつもりでおりますので、それはもう四六時中あいてないと、バイヤーの方が勝手に来て、勝手に物を見ていかれるということはほとんどないんで、我々がやっぱり御案内をせざるを得ないというふうには思っています。

ですから、あくまでも恒常的にあけておくというのは、観光客の皆さんとかなんとかをターゲットとした場合の運営の仕方だと思っていますので、その日数もふやすように努力します。

○福井章司委員

あんまりこだわっていくわけにはいかん部分もあるけれども、アンテナショップというのはわかりました。アンテナショップであっても、きちんとそれは中身をきちんとしてですよ、何か、そこにぼろっと置いてですよ、何かこの全体的な平面図を見ても、展示室がえらい狭いなと思うし、もうちょっとこう、そして、デコレーションしてやるとすれば、一定の投資はしなくちゃいかん。それもリニューアルをしていかなくちゃいかん、こういうふなこともあるわけです。春、夏、秋、冬で変わってくるわけだから。そんなことを考えてみたら、ただ単に、水光熱費だけで200万円ということだけではいかんだらうと。そういうことその辺が、どのように念頭にあるのか、そういうことも含めて考えていかんとね、やっぱり、なかなかこれは説得に欠けるなと思いますよ。

○池田経済部副部長兼商業振興課長

水光熱費はあくまでもこの建物の施設の管理運営費でございますので、実際にはそのバイヤーとかを御案内したりとか、それから、お連れしたりとか、御説明したりというのはうちの職員がやったりとか、実際にはその現地に、職人さんに来ていただいてということもあると思いますので、そういった経費は、別に流通促進事業というところで組んではおりますので、ここの先ほど200万円と言いましたのは、この施設をオープンするのに、あけておくのに必要な最低限度の経費ということで御理解いただきたいと思います。

○福井章司委員

そしたら、その流通促進事業費は、これに対してどれぐらい充てる考え方をしているの。

○池田経済部副部長兼商業振興課長

この施設に充てるということではございませんで、先ほど言いましたような事業を行う上でつけている、流通促進事業全体ですね、こちらからももちろん、売り込みにも行きますし、バイヤーがおいでになれば御案内もしますし、そういったものを総合して今、流通促進事業ということで数百万円の予算をつけておりますが、それは場所としてここを使っていきたいと考えてるといふふうに……

○千綿委員長

だからその中から幾らここに出せるのということ聞かれているわけですよ。ちなみに具体的にいくと。

○池田経済部副部長兼商業振興課長

施設を管理運営する費用としてですね、流通促進事業費を今充てるということでは考えておりません。

○福井章司委員

余りこの問題ばかりはあれなんだけれども、もう少しその辺をきちっとしてほしいなと思うんですね。

あなたたちが、いや1週間のうち全部あけなくてもいいんですよということは、バイヤーはそんなに来てないということになるわけ、逆に言うと。つまり、こういうアンテナショップということに対して、佐賀市が絡んで展開する場合に、だからそうなる、それこそ何のためにつくったかということになってくるわけだから、やっぱりそういうことも含めて、ここにもある地場産品の商品開発とか展示販売ということも入ってるわけだから、そういうことも含めていけば、バイヤー対応だけじゃなくて、具体的な販売も含めて考えていくとすると、やはりできるだけあけていくというのが、これが一つのあるべき姿なのではないかと思えますけど。これ最後の質問。

○池田経済部副部長兼商業振興課長

まず、そのバイヤーというのはしよっちゅう来られているわけでございます。もちろん、向こうの都合もありますし、催事とか、それから定番商品とかを見つけるために、全

国回られている方たちを我々としてはこっちに、佐賀に来ていただくようにというふうにお連れしたりとか、回っていただくついでに佐賀も寄っていただいたりというような感じでもありますので、四六時中来られているというようなものではありません。それから先ほどから申しておりますとおり、少しでも日数を長くあげられるようにということは、3日では、多分、御了解いただけないと思いますので、1日でも長くあげられるように提案は申し上げたいと思います。

○千綿委員長

ちょっと確認なんですけど、閉館のときは駐車場もクローズになるんですか。

○池田経済部副部長兼商業振興課長

いいえ、駐車場は使えると思います。使えると思いますではなくて、使えます。実際ですね、こんなに駐車場が全部砂利のところまで整地しますと、相当な台数の車がとめられますので、これあの歴史民俗館、いまはもう歴史民俗館のほうで利用というのはこちらのほうに申し出があつたりしておりますので、もちろん建物が閉まっているからといって駐車場が使えないわけではございません。歴民との連携で使っていきたいと思っています。

○千綿委員長

もう一点、今、農商工連携でいろんな取り組みをされつつありますよね。それがここにも展示されるという可能性はあると考えていいんですか。

○池田経済部副部長兼商業振興課長

それはもちろんあります。

○千綿委員長

わかりました。

ほかに何か。

○平原委員

済みません、先ほどのブランド化の件に関してですけども、この条例からいくと、会議室、研修室、それぞれ5時までということになっていまして、質疑でも出ましたけれども、いろんなそのブランド化をしていく、またそして研修をしていくという時間帯の中で、果たして、この5時までというのが妥当であるかどうかということ、私疑問に思うわけですね。だから、この5時までという点については、どこで5時までとされたのかですね、その理由をちょっと教えていただきたい。

○池田経済部副部長兼商業振興課長

理由は先ほどからお話をしていただいたものと同等でございまして、要はコストの問題とかですね、人の問題とかそういうのが前提にありまして17時までとなっております。これにつきましても、検討はさせていただきたいと思います。ただ、日常的にここをあけっ放しにして夜8時まで9時までというのはですね、管理が非常に難しくなりますので、ある決まった団体の方が、夜使いたいというときは使えるようにはできないか検討したいと思ってい

ます。

○平原委員

検討していただくと、やるということでございますので、検討をお願いしたいと思います。

○西村委員

5ページの平面図ですけどね、事務室をこういうふうに仕切ってしまうと、何か来た人は、玄関からこう来て、展示をくると見て、何でんなかったよという感じになりませんか。やっぱりこうもう少しこうにぎやかにですよ、入ってこられたら、いらっしゃいませ、この辺どうですかというふうに感じをしとったほうがいいんじゃないかなという感じがしますが、いかがですかね。

○池田経済部副部長兼商業振興課長

玄関に向かって、何というか、点々と、薄い灰色になっているところはカウンターですので、向こう側は見える状況ではあります。ですので、玄関から入ってこられたお客さんは見える形にはなっております。

○西村委員

物を売るというならですよ、もう少し溶け込むような形がされんかなという気がします。どこか相談されたんですかね。

○池田経済部副部長兼商業振興課長

もちろんいろんな団体の方とか、それから設計の会社と相談しながら、当初に上げておりました予算もございましたので、その予算の範囲内でつくれるものにはしております。

○久米委員

こういう施設はですよ。佐賀市内初めての取り組みですかね、地場産品交流会館というのは。

○池田経済部副部長兼商業振興課長

そうですね、地場産品交流みたいな感じのものは初めてだと。そういった機能を一部持ったものはあったかもしれませんが、初めてであると思います。佐賀市としてはですね。

○久米委員

これが今からずっと成功したら、また他の場所にもという計画はあるんですかね。

○池田経済部副部長兼商業振興課長

同様の施設というのは考えておりませんが、商工会議所の1階に入っています、物産館ですかね、ああいった施設というのはですね、何かもうちょっとしっかりした規模でしっかりした機能でですね、どこかにつくる必要はあるかなというふうには考えております。

○久米委員

さっき西村委員からもありましたように、ちょっと販売するのか展示するのかが、ちょっとはつきりしてなかったもんですから、今の平面図見よったら、展示ぐらい、やはり販

売せんとですね、収益も上がりませんからですね。そこら辺、展示して販売して、この建物自体の収益を上げるような運営もあると思いますけど。

○池田経済部副部長兼商業振興課長

最初申し上げましたとおり、もともと大きな目的というのは、観光客、イベント等で訪れられた観光客の方をターゲットにしているというのがありますので、その実際に販売を一番大前提に考えて施設をつくっているわけではありませんでしたので、予算や施設の規模等から、こういった形になっておりますが、販売もできるような形にしたいということで設置しております。実際に佐賀の物産品をじゃんじゃん扱っていくような大きな施設というのはですね、別途やっぱり必要なというのはその担当しているセクションの人間としては欲しいなというふうには思っておりますが、そういった佐賀市の産品を、ここに来れば全部見れるというような、そういう場所とは考えておりませんし、施設の規模から見てもそういったものではないので、あくまでも観光施設、観光客相手の観光施設、集客やそのサービスを提供する場所が中心だというふうに考えていただきたいと思います。

○千綿委員長

ほかには。

○川崎委員

最後に、最初から最後までずーっと聞いていたんですけどね。何か1億数千万円かけてですね、莫大な費用かけてしているんですけど、どうしてもこれ休憩所しか考えられんごたっ感じがするわけですよ。この何というのですか、物産販売云々努力はしていくという言い方をしておるんですけど、逆言えば、休憩所ですか、流れの中でですね、というように感じがしますけどね。そういうような感覚はないわけですか。

○池田経済部副部長兼商業振興課長

休憩所として使われる方もいらっしゃるかもしれないんですが、設置目的はそういうものではございませんので、使えないことはないと思います。トイレもありますので、トイレを使われる方はいらっしゃるかとは思いますが。ただ、やはり効率的、効果的に運営していただかないと、長続きしない施設になりますので、そこはやっぱり稼げるようにという前提としては考えております。

○福井章司委員

方向としてですけどね、この名称の問題。地場産品交流会館、大変こう舌をかむような名称なんだけど、これはこのままでいくんですか。

○池田経済部副部長兼商業振興課長

あくまでも条例上の名称だというふうに考えております。要は設置目的とかと整合とるような名称にしておりますので、実際その利用していく上では、名称をちょっと、愛称というんですか、通称というんですか、そういうものは別途考えたいとは思っています。

○千綿委員長

ほかには。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようでしたら、経済部の審査を終わりたいと思います。

執行部のほう入れかわりをお願いします。

◎執行部入れかわり

○千綿委員長

それでは、審査に入る前に、10月臨時会において委員会の委員構成が新しくなりましたので、執行部の職員紹介をお願いしたいと思います。

なお、本庁、支所副部長級以上、及び企業の副局長以上の方は、10月の初会合にて自己紹介いただきましたので、その必要はありません。それでは、自己紹介されてない方がいらっしゃったら、自己紹介をよろしくお願いします。

◎職員紹介

○千綿委員長

ありがとうございました。それでは審査に入りたいと思います。

208号議案 平成21年度佐賀市一般会計補正予算(第6号)についての説明を求めます。

◎第208号議案 平成21年度佐賀市一般会計補正予算(第6号)中、第1条(第1表)歳出第6款 説明

○千綿委員長

それでは、説明終わりましたので、何か御質問等がある方は挙手にてお願いしたいと思います。

○重松委員

今回、田んぼが2.02ヘクタール、畑が6.88ヘクタール、両方で8.9ヘクタールを農地に戻したいという考えですけれども、実際、人口問題調査特別委員会でもこの調査を行いました。そのときに、放棄地の理由として、やっぱり一番多いのが、高齢者のみによる労働者不足ですね。ただ、後継者といますか、子どもはおるけども、農作物の価格の低迷で、農業をやっても飯を食っていかれんと。だから働きに出したほうがいいというような人が物すごく多かったわけですね。それと雑草とか、樹木の侵入等でとても新しく農地開発ができないと。大きな機械とか農機具を入れないとですね、その費用もないし、高齢化が進んでいるから、そういう意欲もないと。それともう1つは鳥獣被害ですね。イノシシの被害。この3つだったんですね。だからなかなか、もとの農地に戻すことは大変なことだと思うんですけども、そこら辺の考え方は。

○北川農業委員会事務局長

今議員が言われたとおり、耕作放棄地が発生した理由というのはいろんな複合的な要因があると思いますが、おっしゃったように、再生をするためには多額の費用がかかりますので、この平成21年、22年にですね、受け手の耕作者ですね、受け手の費用負担がないよ

うにですね、補助金を佐賀市で1割上乘せして、経済的負担をとにかくなくそうと。結論から言いますと、やっぱり農地を集約するためには、一番使い勝手のいい農地を集約したほうが手っ取り早いんですけども、耕作放棄地はとにかく解消しないと、周辺の迷惑になりますので、農振青地で一番生産性の上がるところの中にある耕作放棄地を優先的に改修をしようとするものでございます。

○重松委員

特に中山間地は集落営農組合とかないわけですよ。だから、そういった組織づくりとかなんとかも必要じゃないかというような話もあったんですけども、そういった考えはないですか。そういった集落営農組合あたりで、そういう耕作放棄地をやっていくとかですよ、そういう形はないですかね、考えは。

○北川農業委員会事務局長

集落で受け手となられるケースもあると思いますが、今のところ聞いているのはですね、単独で、農家の方とか、農業生産法人で受けていいですよという声は聞いております。それで、中山間地域等直接支払制度のほうとは、これは対象はちょっと重複しないものでございます。とにかく、私たちが今考えているのは、農振青地で生産性の高いところ、平坦な部で広い集落の中にある耕作放棄地とかですね、例えば、一例を申し上げますと、大和町なんですけども、みかんの一番いいところがとれているところの一番真ん中に耕作放棄地が1町ぐらいあると。そこがイノシシのすみかとかになるので、解消しようとか、そういう計画がございまして、一番やっぱりよくとれるところ、生産性の高いところを、まずは優先的にしたいと思っております。以上でございます。

○平原委員

215ヘクタール、全体であるわけですけども、これ地域別、わかりますかね。三瀬、富士、大和とか、そういう地域別がわかれば教えていただきたいのですが。

○農業委員会参事

地域別でございまして。耕作放棄地の面積といたしましてですね、旧佐賀市でございまして。これが約111ヘクタール。続きまして、旧大和町でございまして。これがですね、約92ヘクタール。旧富士町でございまして。約4ヘクタール。旧三瀬村でございまして。0.4ヘクタール。旧諸富町が0.6ヘクタール。旧川副町が1.7ヘクタール。旧東与賀町が0.4ヘクタール。旧久保田町が3.9ヘクタール。この合計がですね、全体といたしまして約215ヘクタールということでございます。以上でございます。

○平原委員

議案質疑のときに出たと思いますけど、県の耕作放棄地対策協議会とおっしゃられたと思うんですけど、その辺ちょっと詳しく教えてもらえますか。

○北川農業委員会事務局長

まず、このシステムが、国のほうで交付金を——説明しましたと思いますが、全体で

206億5,000万円、21年度の当初予算で予算措置しております、それが佐賀県に大体3億5,000万円ぐらい来て、それを受けるのが佐賀県の耕作放棄地対策協議会というのが受け皿になります。そして、そこに県の4割補助の分の補助金をですね、21年度では3,400万円を県の耕作放棄地対策協議会に出しまして、それがそれぞれ市町村の佐賀市の地域対策協議会のほうにおりてきます。佐賀市のほうでは、それに今お願いしている200万円を入れまして、そしてそこで計画を遂行すると。それで余りましたら、精算をしてお返しするという、そういう流れになります。以上でございます。

○平原委員

対策協議会の構成といいますか、中身がどうなっているかということを知りたかったわけですけども。

○農業委員会参事

失礼いたします。佐賀市の耕作放棄地対策協議会の構成員でございます。基本的には担い手協議会というのをベースにしております。うちの事務局長がこの会長で、農業振興課長、あと、支所の産業課の課長に委員になっていただく。あとJAといたしましても、佐賀市中央農協の部長さんであるとか、JAさかのほうの部長さん、あとは支所の指導課長さんあたりに構成員になっていただく。これ以外にも、佐賀市土地改良区でございますとか、あとは、県の農地保有合理化公社という方々から構成員になっていただいて、この組織を形成いたしております。以上でございます。

○平原委員

この協議会とか、こういう耕作放棄地の事業については、やはり農業に精通してされている方が主なのかなと思いますけれども、仮にですよ、これから農業を始めてみたいなどという考えがある方についても、受け入れられるものなのかですね。こういう耕作放棄地を提供できるようになっているのかですね、その辺はちょっとどうなるんですか。

○北川農業委員会事務局長

制度上は耕作放棄地も当然農地ですので、農地法の制限がかかりますので、50アール以上を取得されれば、それとかノウハウとか、資材とか、そういうことで農地法の3条の許可がパスできれば、新規就農者も耕作放棄地を手に入れることができるようになります。

○西村委員

この森林を守る交付金ですけども、これ森林税を使ったということですから、大体森林税はどれとどれに使われているか、概略でいいですけども。

○吉谷森林整備課長

森林を守る交付金とさっきの森林税とは別ですけど。土地購入費についてが森林環境税を使用しております。

○西村委員

森林環境税というのは500円取られている分ですかね。

○吉谷森林整備課長

その分でございます。

○西村委員

その500円取られている分の大体どこにどのくらいで、ここはその何分の1とかわかりますか。

○吉谷森林整備課長

県全体で使いますので、この分に幾らというのはちょっとわかりません。

○重松委員

耕作放棄地は非常に東与賀の辺にもありますけども、非常に不法投棄物が散乱しているところが物すごく多いんですよ。そういったものの撤去費用とか、そういうのはどういうふうになるんですか。状況をお聞かせください、不法投棄関係のですね。

○農業委員会参事

耕作放棄地の解消につきましてはですね、この再生作業というような形で、例えば、草とか、あとはちょっと大きくなった木ですね。こういうのは重機等で撤去できるようになっております。あと、そこにですね、例えばハウスの残骸があるとか、ブロックあるとか、こういうものでございますと、ある程度規模が大きいものは、国の補助の2分の1の補助の事業がございまして、それによって撤去することは可能であるということでございます。あくまでこれは耕作放棄地の解消というのがメインでございまして、本来不法投棄でございまして、また別な話になろうかと思いますが、たまたまそこが耕作放棄地であれば、2分の1の補助の中でやることは可能であるというふうに考えております。

○山本委員

補助事業のことでお尋ねしたいんですけども、補正予算の概要の、この右のほうを見てもらえばですね、補助率で国及び県の分が10分の9、市が10分の1ということで、事業費全額補助（平成21年度）と、このように定義してあります。これはわかりますけども、次のこの紙ですけども、この紙の中での2番目のですね、再生事業経費の補助ということで、平成21、22年度、佐賀市による再生事業経費の1割助成、ただし、予算の範囲内と、このように書いてありますけれども、ここら辺等々ですね、これとの整合性はどのように理解すればいいのでしょうか。

○北川農業委員会事務局長

この11月補正予算案の概要というところの5ページに書いてある国及び県が10分の9というのは、厳密に言えば、例えば国のほうが高額になると2分の1という助成がありますが、それより小さい場合は3万円とか5万円というのがあります。それで、その場合に県がですね、結論的に言いますと、事業費の9割まで、国費を除いて9割までを上乗せ助成します。国と県で合わせて9割補助ということですから、佐賀市は残りの1割を補助すると。

そして私たちがつくっている議案資料の1枚ものの「ただし予算の範囲内」と書いているのは、例えば、今200万円お願いしていますので、事業費は2,000万円になるわけですね。ただ、仮に、受け手のほうがたくさん出てこられた場合に事業費が3,000万円になったりするような場合に、200万円までしか出しませんよという趣旨でございます。選定しましてですね。

○千綿委員長

逆に言うと、1割負担が出てくる可能性があるということね、その後は。200万円使い切った後は。じゃない。

○山本委員

じゃあ、1割助成がいわゆる0.9とか0.8の助成金になることもありますよと、こういう理解でいいですか。

○北川農業委員会事務局長

例えば、多くの人が一度に手を上げられた場合は、やはりこちらのほうでその優先順位とかいろんなことで審査しまして、市の持ち出し分の200万円以内になるように審査をして採択をしたいと思いますので、1割になります。それが0.9になったりすることはございません。

○山本委員

市のほうで、その選択方法を決めるというんですけども、今、例で言えば一番いいと思いますけれども、これは2,000万円ですよ。2,000万円の事業に対して市が1割ですから200万円。じゃ3,000万円出たときには、1,000万円はカットして、したらいかんということですか、そしたら。させないということ。

○農業委員会参事

済みません。私のほうから若干補足をさせていただきたいと思います。

今年度、私どもの事業規模として2,000万円を想定しているということでございます。もしですね、それ以上に希望がございましたら、本来は一日でも早く解消するのが望ましいんですが、県のほうが来年度まで事業ございますもんですから、そちらのほうの事業を採択できるような形で農家の方と話し合いながら推進をしていきたいと、以上のように考えております。

○千綿委員長

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないですか。それでは、ないようでしたら、農林水産部及び農業委員会の議案審査を終わります。執行部の皆さんはそのまま残ってください。

その前に、委員の皆さんにお諮りします。現地視察、先ほど正副委員長で言った分以外で、どこか希望のところがあれば。あした9時半から行く分以外で、ここも行きたいとい

うところがあったら。

(「そしたら、採決は何時ごろ」と呼ぶ者あり)

一応9時半からぐらい1時間程度で視察を現地のほう、656(むつごろう)広場に行って、そして帰ってくるのが大体10時半ぐらいに予定しています。それから、まとめにしたいと思っております。